

議案第 4 号

我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

受給者の利便性の向上のため、受給券に代えて、マイナンバーカードを医療
機関の窓口に掲示することによってもひとり親家庭等の医療費の助成を受け
ることができることとするため提案するものです。

我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成８年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（受給資格者） 第3条 医療費の助成（以下「医療費助成金」という。）を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に住所を有する保護者（児童を除くひとり親家庭等の父母等をいう。以下同じ。）及び当該保護者又は<u>前条第2号ウ</u>に規定する児童を養育する児童の父母以外の者（以下「保護者等」という。）が監護し、又は養育する本市に住所を有するひとり親家庭等の父母等である児童であり、かつ、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。 2 略 （助成の方法） 第6条 医療費助成金を受けようとする者が、市長が指定する保険医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）において医療を受けるときは、規則で定めるところにより、受	（受給資格者） 第3条 医療費の助成（以下「医療費助成金」という。）を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に住所を有する保護者（児童を除くひとり親家庭等の父母等をいう。以下同じ。）及び当該保護者又は<u>第2条第2号ウ</u>に規定する児童を養育する児童の父母以外の者（以下「保護者等」という。）が監護し、又は養育する本市に住所を有するひとり親家庭等の父母等である児童であり、かつ、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。 2 略 （助成の方法） 第6条 医療費助成金を受けようとする者が、市長が指定する保険医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）において医療を受けるときは、規則で定めるところにより、受

給券の交付を受け、指定医療機関等
において当該受給券の提示又は社
会保険各法の規定による電子資格
確認に準ずる方法により、受給資格
者であることの確認を受けるもの
とする。

2 市長は、前項の規定による確認を
受けた受給資格者が指定医療機関
等から医療を受けたときは、当該受
給資格者に支給すべき医療費助成
金に相当する額を当該指定医療機
関等に支払うものとする。

3 略

4 受給資格者は、次の各号のいずれ
かの事由により保険医療機関等に
対し医療費を支払った場合におい
て、医療費助成金の支給を受けよう
とするときは、規則で定めるところ
により、市長に申請しなければならない。

(1) 受給資格者が指定医療機関等
において第1項の規定による確認
を受けることができなかったと
き。

(2) 略

給券の交付を受け、指定医療機関等
に提示するものとする。

2 市長は、受給資格者が指定医療機
関等から医療を受けたとき（受給資
格者が当該指定医療機関等に受給
券を提示したときに限る。）は、当
該受給資格者に支給すべき医療費
助成金に相当する額を当該指定医
療機関等に支払うものとする。

3 略

4 受給資格者は、次の各号のいずれ
かの事由により保険医療機関等に
対し医療費を支払った場合におい
て、医療費助成金の支給を受けよう
とするときは、規則で定めるところ
により、市長に申請しなければならない。

(1) 受給資格者が指定医療機関等
に受給券を提示しなかったとき。

(2) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。